

2021年  
3月25日号

## EUにおけるESG デューデリジェンス義務化に関する進展

執筆者: 米 信彰

3月10日、欧州議会は、企業が自らのバリュー・チェーンに対して人権(ガバナンスの観点を含みます。)及び環境に関するデューデリジェンス(以下「ESG デューデリジェンス」といいます。)を実施する旨の法制化を求める Report(以下「本 Report」といいます。)を採択しました(賛成 504、反対 79、棄権 112)<sup>1</sup>。同採択により、欧州議会は、欧州委員会に対して、本 Report に沿った内容の法案の作成、欧州議会及び欧州理事会への提出を正式に要請することとなり、ESG デューデリジェンスの義務化に向けて大きな一歩となりました。

法案の提出については欧州委員会の裁量に委ねられますが、ESG デューデリジェンスの義務化は、もともと欧州委員会が 2018 年 3 月に採択したサステナブル・ファイナンス行動計画の一環として進められ、2020 年 4 月 29 日には、レンデルス司法担当欧州委員が ESG デューデリジェンス義務化の立法にコミットする旨を表明する等の流れを受けております。すなわち、欧州委員会が ESG デューデリジェンスの義務化を強く主導した結果として、欧州議会において圧倒的多数の賛成を得て本 Report の採択が実現したため、今後、欧州委員会が欧州議会及び欧州理事会に法案を提案する可能性は十分に見込まれます。したがって、EU において事業を営む企業は、ESG デューデリジェンスの動向を適時に確認しておく必要性が高いものと考えられます。

### 1. ESG デューデリジェンス義務化に関する議論の背景及び経緯

これまで多国籍企業は任意に社会的責任を果たし、EU 加盟国各国は林業等の一部の領域で独自の規制を導入してきました。しかし、欧州議会が実施した委託研究や各方面において、任意的なアプローチは十分ではなく、義務的かつ統一的なアプローチが必要との見解が示されたことも受け、欧州委員会及び欧州議会は、EU レベルでの立法化の流れを加速させてきました。

近時の動向としては、2020 年 9 月 11 日に、欧州議会法務委員会は ESG デューデリジェンス及びアカウンタビリティの義務化を

<sup>1</sup> <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20210304IPR99216/meps-companies-must-no-longer-cause-harm-to-people-and-planet-with-impunity>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com))

含む指令原案<sup>2</sup>を公表し(本年1月27日に採択)、本年2月8日のパブリック・コメント募集の終了後、2月22日には European Parliamentary Research Service から、人権及び環境は、立法による解決が最も必要かつ効果的である旨を含む検討結果が公表され、冒頭の欧州議会における決議に至りました。

また、ESG デューデリジェンスの義務化については、上記のように欧州委員会の強いリーダーシップと欧州議会における多数の賛同を得ているのみならず、アディダス、ユニリーバ、ネスレ等 26 の企業も早期の ESG デューデリジェンスの義務化を求める共同声明を公表する等しており<sup>3</sup>(その後、European Brands Association 等の団体も支持を表明しています<sup>4</sup>)、産業界からの後押しがなされている点も特徴的です。

## 2. ESG デューデリジェンスの主要なポイント

### (1) ESG デューデリジェンスのスコープ

本 Report において、企業は、自らのバリュー・チェーン(全てのオペレーション、直接又は間接の事業上の関係、資本関係を含みます。)において、人権・環境・ガバナンスへの侵害の有無を特定し、侵害が発見された場合は是正及び救済することが求められています<sup>5</sup>。また、欧州議会は、ESG デューデリジェンスに加えて、人権侵害を伴う製品の輸入を禁じる旨も提案しております。特に、新疆ウイグル自治区を拠点として EU に製品を輸出する場合には、企業は人権侵害の有無について徹底的なレビューが求められる旨も言及されております。

### (2) ESG デューデリジェンスの適用対象

また、本 Report は、ESG デューデリジェンスが EU 企業の制約となることは望ましくなく、公平な競争環境の実現の必要性も強調しています。すなわち、EU 内で設立された企業にとどまらず、EU 市場へのアクセスを望む企業にも ESG デューデリジェンスが求められております。具体的には、EU 各国の法の適用を受ける大企業、EU 内で設立された企業(金融商品及びサービスを提供するものを含みます。)、上場している中小企業及び「ハイリスク」とカテゴライズされる中小企業にまで適用対象が拡張されております。したがって、EU において事業を営む一定の日本企業に対しても、ESG デューデリジェンス義務化が適用される可能性があることに留意が必要です。

### (3) 法的責任等

なお、詳細は欧州委員会が提出する法案を確認する必要もありますが、本 Report においては、ESG へ悪影響を及ぼす企業活動に対して、当該企業が ESG デューデリジェンスを遵守していることを立証しない限り、罰金等の法的責任を課すことを含め、実効的なエンフォースメントを確保する内容の立法を EU 加盟国に促しております。

<sup>2</sup> 欧州議会法務委員会が 2020 年 9 月に公表した原案の詳細については、渡邊純子「サステナビリティと日本企業の海外進出—ビジネスと人権②コーポレート・デューデリジェンス及びコーポレート・アカウンタビリティに関する EU の新指令—」西村あさひ法律事務所アジアニューズレター2020年11月20日号([https://www.nishimura.com/ja/newsletters/asia\\_201120.html](https://www.nishimura.com/ja/newsletters/asia_201120.html))もご参照ください。

<sup>3</sup> <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/big-business-makes-joint-call-for-legal-duty-of-care-for-human-rights-and-the-environment/>

<sup>4</sup> <https://www.aim.be/news/aim-launches-its-contribution-to-the-mandatory-human-rights-due-diligence-debate/>

<sup>5</sup> 同時に、欧州議会は、ESG デューデリジェンスは、ESG へのインパクトの発生可能性・程度や、活動領域、バリュー・チェーン及び事業の規模等に応じた予防的措置であることも強く指摘しております。

### 3. 展 望

報道によれば、欧州委員会は、本年 6 月の欧州議会への法案提出を目指しているとされており。欧州議会で法案が可決された場合、EU 加盟国は、2 年以内に自国において立法化する必要が求められますが、既にドイツでは一定規模以上の企業に対して人権デューデリジェンスを求めるサプライ・チェーン法案が閣議決定される等、EU レベルの法制化に先行する動きも見られます。EU において事業を営む日本企業は、ESG デューデリジェンスのスコープが取引先や投資先等も含めたバリュー・チェーン全体とされる等非常に広範囲であることに鑑み、予め自主的に準備を進めておくことが考えられます。

なお、ESG デューデリジェンスは、単なるコンプライアンスの観点からの消極的な規制を超えて、各企業(ひいては、当該企業が属する産業・社会全体)の持続可能な成長を実現するための積極的な手段と考えられる傾向にあります。すなわち、各企業においては、個々の事業に関連する重要(Material)な ESG リスクを洗い出し、かかる重要(Material)なリスクへの対応を実現することにより、持続可能かつ中長期的な成長を模索することにも ESG デューデリジェンスの価値があります<sup>6</sup>。したがって、EU における議論を参考にしつつも、各日本企業においては、その持続可能な成長を促すことができるよう、ESG デューデリジェンスに積極的に取り組むことが考えられます。

ESG デューデリジェンスに関する動向については、今後もタイムリーにお伝えしていきます。



よね のぶあき  
米 信彰

西村あさひ法律事務所 弁護士

[n.yone@nishimura.com](mailto:n.yone@nishimura.com)

2012 年弁護士登録。2018 年 Georgetown University Law Center 留学。国内外の M&A 案件を中心に、ベンチャー投資、新規事業の立ち上げ、アクティヴィスト対応、コーポレート・ガバナンス、労働事件、争訟、独占禁止法案件を含む企業法務全般に従事。米国留学では ESG 投資やインパクト投資を研究し、帰国後、サステナビリティ対応も手掛ける。2017-2018 年に事業会社の経営戦略本部に出向した経験も活かし、M&A 案件ではエクゼキューションのみならず、事業戦略策定、意思決定過程から PMI に至るまでサポートする等、法的助言にとどまらずに企業活動に深く関与する。

<sup>6</sup> 機関投資家における ESG 投資の視点及び企業におけるサステナビリティ課題への対応については、安井桂大「機関投資家の視点を踏まえたサステナビリティ対応と ESG 情報開示(1) - サステナビリティ・デューデリジェンスによる優先課題の特定と ESG 情報開示のフレームワーク -」西村あさひ法律事務所企業法務ニュースレター2020年9月23日号([https://www.nishimura.com/ja/newsletters/corporate\\_200923.html](https://www.nishimura.com/ja/newsletters/corporate_200923.html))もご参照ください。

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPR を含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。